

国図収 1612091 号

平成 28 年 12 月 21 日

国立国会図書館 資料の収蔵方針

1 本文書の位置付けと適用範囲

(1) 本文書の位置付け

東京本館と関西館の図書館資料の配置は、「関西館開館に伴う図書館資料の分散配置体制について」(平成8年国図企第57号)により規定してきた。本文書は、平成31年度に予定される関西館第2期第1段階施設の完成による書庫収蔵能力の増強を前提とし、関西館開館後の状況等の変化に対応するため、上記文書に示された分散配置体制を改定するものである。あわせて、平成29年度からおおむね15年間の国際子ども図書館を含めた3施設の収蔵方針を示す。

(2) 適用範囲

本文書では、図書館資料のうち長期保存を目的とする第一種資料¹の収蔵方針を主として示し、既に実施されている3施設における資料配置に加え、平成29年度以降に実施する東西間の資料移送により実現すべき配置を記載する。

このうち、既に行われている資料配置及び平成35年度までに実施を見込む内容については、別紙「各施設の収蔵資料」に具体的に記載した。平成36年度以降の実施を見込む内容及びその他資料配置に係る書庫計画上考慮すべき内容については、「3 本方針策定後の対応」に記載した。

なお、本文書では、当館が収集した資料の配置を示すこととし、収集する資料の範囲については、別途定められている資料収集方針書等によることとする。

2 基本的な考え方

(1) 全般

- ① 各施設で提供するサービスに応じた資料を収蔵する。国会サービスを始めとする諸業務の遂行に万全を期するとともに、利用者の利便性に配慮した分かりやすい配置とする。主題・資料の特性等のまとまりを持つ資料については、資料群としてまとめて配置する。
- ② 大規模災害等の不測の事態に備えて、複数部数がある資料については、分散して保存することにより、その保全を図る。特に国内出版物について留意する。ただし、東京本館書庫の収蔵能力には限界があるため、メディア変換を行った資料については、原資料の収蔵先を関西館に集中させる一方、サーバ等に蓄積されたデジタルデータ及び二次的に作成された閲覧用フィルム等を別施設に分散して保存することにより、保全性を高める。
- ③ 児童書については、国際子ども図書館においてサービスを提供することが国立国会図書館法等により定められており、大規模災害等に備えた分散配置は限定的な範囲とする。
- ④ サービス提供のために購入により収集した資料は、原則として²選書・購入した部署が所属する施設に配置するものとする。購入以外の手段により選書・選定を経て収集した資料についても同様に、原則として選書・選定を行った部署が所属する施設に配置する。
- ⑤ 複本について、本文書では第一種資料である複本(以下、特に明記のない限り単に「複

¹ 衆議院議長所の所掌に係る物品管理事務取扱規程(平成26年3月27日議長決定)別表第二による。

² 収集手段により配置先と異なる施設の部署で選書・購入せざるを得ないものを除く。また、洋雑誌・アジア言語資料・児童書を除く日本全国書誌掲載対象資料については、原則として正本を東京配置とする。

本」という。)の配置を示す。第二種資料³については、具体的な内容を定めず、第一種資料の配置によらず各施設で提供するサービスに応じて必要な資料を配置するものとする。

(2) 東京本館収蔵資料の方針

- ① 納本・寄贈により受け入れた国内の資料は、原則として正本を東京本館に配置する（アジア言語資料及び洋雑誌等の関西館に配置する資料並びに児童書等の国際子ども図書館に配置する資料を除く。）。
- ② 国会サービスにおける迅速な対応に必要とされる資料は、東京本館に配置する。
- ③ 法令・議会資料（アジア言語の正本を含む。）、外国官庁資料、政府間国際機関資料、地図資料（アジア言語のものを含む。）、古典籍資料等（清代以前の漢籍を含む。）、政治史料等は、専門資料として東京本館に配置する。

(3) 関西館収蔵資料の方針

- ① 大規模災害等の不測の事態に備えて、納本・寄贈により受け入れた国内の資料の複本は、原則として関西館に配置する。
- ② 関西館で提供するサービスに応じた複本を関西館に配置する。
- ③ アジア情報サービスの提供のため、近代以降のアジア言語資料及びアジア関係欧文資料を原則として関西館に配置する（児童書及び児童書関連資料の一部を除く。）。
- ④ 遠隔利用サービスの提供に適した資料として、洋雑誌（年刊類及びモノグラフ・シリーズ、児童誌は含まない。）及び科学技術関係資料を原則として関西館に配置する。
- ⑤ 当館全体の大規模収蔵施設としての関西館の役割に鑑み、経年資料及びメディア変換済原資料（児童書、専門資料を除く。）を関西館で収蔵する。具体的な資料配置に当たっては、館内利用サービスへの影響等を考慮する。
- ⑥ 東京本館所蔵資料を関西館に移送する際には、遠隔利用サービスの提供を考慮し、書誌情報及びアイテム情報等のアクセス手段が整備されていることに留意する。

(4) 国際子ども図書館収蔵資料の方針

- ① 児童書は、出版地及び言語を問わず、正本を国際子ども図書館に配置する。
- ② 教科書及び教師用指導書は、国際子ども図書館に配置する。
- ③ 国際子ども図書館で提供するサービスに応じた児童書関連資料を国際子ども図書館に配置する。
- ④ 児童書のメディア変換済原資料は、原則として国際子ども図書館で収蔵する。

3 本方針策定後の対応

(1) 平成 36 年度以降の配置変更を予定する資料

昭和 63 年以前に受け入れた和図書の複本については、メディア変換作業の進捗を考慮しつつ、書庫スペースの効率的な利用及び移送のための作業コストを勘案し、平成 36 年度以降に東京本館から関西館への配置変更を予定する。ただし、メディア変換済原資料の複本を除く。

なお、点字・大活字資料（児童書を除く。）については、サービス提供の在り方に合わせて資料の配置を検討する。

³ 第一種資料の重複資料で、長期の保存を目的としないもの（衆議院議長の所掌に係る物品管理事務取扱規程（平成 26 年 3 月 27 日議長決定）別表第二による。）等。ここでは主に開架閲覧用資料を想定している。

(2) 書庫計画の策定に当たって考慮すべき事項

- ① 東京本館及び関西館においては、東京本館の書庫容量が一定であるため、おおむね 5 年ごとに両館の書庫収蔵割合を点検し、収蔵割合に応じて適時に東京本館所蔵のメディア変換済原資料・経年資料等を関西館へ移送する。なお、メディア変換済新聞原紙については、定期的な移送を予定する。
- ② 国際子ども図書館においては、必要に応じて書庫収蔵割合の点検を実施し、書庫計画の見直しを行う。
- ③ 書庫計画の策定に当たっては、関西館第 2 期施設整備に伴う関西館への資料移送及び館内での資料移転に係るコストの観点にも留意することとする。
- ④ 各施設で提供するサービスに変化が生じた場合は、必要に応じて収蔵方針の見直しを行うものとする。

(別紙) 各施設の収蔵資料

ここでは、各施設に配置し、収蔵する資料の詳細を示す。児童書、教科書及び教師用指導書については、アジア言語のものを含めて国際子ども図書館で収蔵するため、特に明示しない限り東京本館及び関西館の収蔵資料には含まない。

以下の用語は、末尾の「4. 用語定義」に定義を示す。

外国の資料、科学技術関係資料、経年資料、国内の資料、児童書、専門資料、特別コレクション、非図書資料、洋雑誌、洋児童誌、洋新逐刊、洋図書、和雑誌、和児童誌、和図書 (五十音順)

1. 東京本館の収蔵資料

1.1. 国内の資料

1.1.1. 図書

- ① 国立国会図書館創設時(昭和23年)以降に受け入れた和図書及び国内刊行洋図書の正本(メディア変換済原資料等の関西館に配置する資料を除く。)
- ② 国立国会図書館創設時より前に受け入れた和図書のうち、メディア変換未了のもの(正本・複本)
- ③ メディア変換済原資料のうち、東京本館のサービス上必要なもの(正本又は複本)

(資料群としての配置)

- ④ 専門資料(法令・議会資料の複本を除く。)
- ⑤ 科学技術関係資料のうち、原子炉設置(変更)許可申請書
- ⑥ 特別コレクション(関西館及び国際子ども図書館で収蔵する特別コレクションを除く。)

1.1.2. 雑誌

- ① 和雑誌の正本(メディア変換済原資料等の関西館に配置する資料を除く。)
- ② 国内刊行洋新逐刊(正本・複本)(関西館に配置するアジア関係の正本を除く。)
- ③ 国会サービスに必要な国内刊行洋雑誌の複本

(資料群としての配置)

- ④ 専門資料(法令・議会資料の複本を除く。)
- ⑤ 特別コレクション(関西館及び国際子ども図書館で収蔵する特別コレクションを除く。)

1.1.3. 新聞

- ① メディア変換済原資料及びアジア言語新聞を除く正本・複本

1.1.4. その他

- ① 非図書資料の正本(アジア言語資料及び博士論文等の関西館に配置する資料を除く。)
- ② 映像資料、機械可読資料を除く非図書資料の複本(アジア言語資料及び視覚障害者用録音資料を除く。)
- ③ 当館作製マイクロ資料(閲覧用)の正本

(資料群としての配置)

- ④ 専門資料(法令・議会資料の複本を除く。)
- ⑤ 特別コレクション(関西館及び国際子ども図書館で収蔵する特別コレクションを除く。)

1.2. 外国の資料

1.2.1. 図書

- ① 国会サービスにおける迅速な対応に必要とされる資料及び東京本館が選書・選定を所掌する主題に係る資料の正本（アジア言語その他の関西館に配置する資料を除く。）
- ② 国立国会図書館創設時以降に受け入れた外国刊行和図書の正本（メディア変換済原資料を除く。）
- ③ 国立国会図書館創設時より前に受け入れた外国刊行和図書のうち、メディア変換未了のもの（正本・複本）

（資料群としての配置）

- ④ 専門資料（アジア言語の法令・議会資料の複本を除く。）
- ⑤ アジア関係洋図書の正本の一部
- ⑥ 特別コレクション（関西館及び国際子ども図書館で収蔵する特別コレクションを除く。）

1.2.2. 雑誌

- ① 外国刊行和雑誌の正本（メディア変換済原資料を除く。）
- ② 洋新逐刊（正本・複本）（関西館に配置するアジア関係の正本を除く。）
- ③ 国会サービスに必要な洋雑誌の複本

（資料群としての配置）

- ④ 専門資料（アジア言語の法令・議会資料の複本を除く。）
- ⑤ 洋雑誌のうち、外国政府及び国際機関発行のもの並びに科学技術関係抄録索引誌の正本の一部¹
- ⑥ 特別コレクション（関西館及び国際子ども図書館で収蔵する特別コレクションを除く。）

1.2.3. 新聞

- ① メディア変換済原資料、アジア言語及びアジア地域発行洋新聞を除く正本・複本

1.2.4. その他

- ① 東京本館が選書・選定を所掌する主題に係る非図書資料の正本（アジア言語その他の関西館に配置する資料を除く。）
- ② 映像資料、機械可読資料を除く非図書資料の複本（アジア言語資料及び視覚障害者用録音資料を除く。）
- ③ 当館作製マイクロ資料（閲覧用）の正本

（資料群としての配置）

- ④ 専門資料（アジア言語の法令・議会資料の複本を除く。）
- ⑤ 科学技術関係資料のうち、原子力関係設計図集及び量子物理学史アーカイブズ資料
- ⑥ 特別コレクション（関西館及び国際子ども図書館で収蔵する特別コレクションを除く。）

¹ 「洋雑誌分散配置の細部決定について」（平成13年国図関第22号）、「新逐刊等洋雑誌の東西分散配置の取扱いの変更について」（平成15年国図収第102号）

2. 関西館の収蔵資料

2.1. 国内の資料

2.1.1. 図書

- ① 国立国会図書館創設時以降に受け入れた納本・寄贈資料の複本²
- ② 平成 12 年以降に受け入れた児童書のうち、国立国会図書館法第 24 条の規定により納入された図書の複本³
- ③ 関西館で提供するサービスに応じた複本（参考図書、図書館間貸出用等）
- ④ 経年資料（当面は洋図書を想定する。）（正本・複本）
- ⑤ メディア変換済原資料（東京本館のサービス上必要とされた資料を除く。）（正本・複本⁴）

（資料群としての配置）

- ⑥ 文部科学省（文部省）科学研究費補助金による研究成果報告書（正本・複本）
- ⑦ 国内刊行アジア言語図書（正本・複本）
- ⑧ 専門資料のうち、法令・議会資料の複本（アジア言語のものを含む。）
- ⑨ 科学技術関係資料のうち、国内規格資料（正本・複本）
- ⑩ 原装保存する複本
- ⑪ 関西館で収蔵すべき特徴を持つ特別コレクション

2.1.2. 雑誌

- ① 国立国会図書館創設時以降に受け入れた納本・寄贈資料の複本
- ② 関西館で提供するサービスに応じた和雑誌の複本（雑誌記事索引採録誌、参考図書等）
- ③ 国内刊行洋雑誌（正本・複本）（東京本館に配置するものを除く。）
- ④ 国内刊行洋新逐刊のうち、関西館で提供するサービスに応じた複本
- ⑤ メディア変換済原資料（正本・複本⁵）
- ⑥ 国内特許公報等（正本・複本）

（資料群としての配置）

- ⑦ 国内刊行アジア言語雑誌（正本・複本）
- ⑧ 国内刊行洋新逐刊のうち、アジア関係の正本⁶（東京本館に配置するものを除く。）
- ⑨ 専門資料のうち、法令・議会資料の複本（アジア言語のものを含む。）
- ⑩ 科学技術関係資料のうち、国内規格資料（正本・複本）
- ⑪ 関西館で収蔵すべき特徴を持つ特別コレクション

2.1.3. 新聞

- ① メディア変換済原資料（原則として正本のみ保存）
- ② 国内刊行アジア言語新聞（正本・複本）

2.1.4. その他

- ① 平成 12 年以降に受け入れた映像資料及び機械可読資料の複本

² 昭和 63 年以前に受け入れた和図書の複本は、平成 36 年度以降に関西館配置とすることを予定する（本文 3 参照）。洋図書については、平成 17 年以降に受け入れた複本が関西館配置となっている。

³ 「関西館に配置すべき和図書の取扱いについて」（平成 12 年収第 10 号）

⁴ 原則として正本のみを長期保存するが、平成 26 年度までの関西館配置済資料には、メディア変換済原資料の複本を含む。

⁵ 平成 26 年度までの関西館配置済資料には、メディア変換済原資料の複本を含む。

⁶ 「洋雑誌分散配置の細部決定について」（平成 13 年国図関第 22 号）、「新逐刊等洋雑誌の東西分散配置の取扱いの変更について」（平成 15 年国図収第 102 号）

- ② 平成 12 年以降に受け入れた児童書のうち、国立国会図書館法第 24 条の規定により納入された映像資料及び機械可読資料（単行）の複本
- ③ 洋雑誌を内容とする国内刊行マイクロ資料（正本・複本）
- ④ 視覚障害者用録音資料の複本
- ⑤ 関西館で提供するサービスに応じた非図書資料の複本（参考図書等）
- ⑥ 当館作製マイクロ資料（閲覧用）の複本
- ⑦ メディア変換後の保存用媒体（マスターフィルム、バックアップディスク⁷等）

（資料群としての配置）

- ⑧ 博士論文
- ⑨ 学術文献録音図書（当館作成）
- ⑩ 国内刊行アジア言語資料（正本・複本）⁸（法令・議会資料の正本及び地図資料は含まない。）
- ⑪ 専門資料のうち、法令・議会資料の複本（アジア言語のものを含む。）
- ⑫ 学研都市関係資料
- ⑬ 関西館で収蔵すべき特徴を持つ特別コレクション

2.2. 外国の資料

2.2.1. 図書

- ① 国立国会図書館創設時以降に受け入れた外国刊行和図書の複本⁹
- ② 洋図書のうち、関西館で提供するサービスに応じた正本又は複本（参考図書等）
- ③ 経年資料（当面は洋図書を想定する。¹⁰）（正本・複本）
- ④ メディア変換済原資料（正本・複本）

（資料群としての配置）

- ⑤ アジア言語図書（正本・複本）
- ⑥ アジア関係洋図書の正本（東京本館に配置する資料を除く。）
- ⑦ 専門資料のうち、アジア言語の法令・議会資料の複本
- ⑧ 科学技術関係資料のうち、以下の資料群（正本・複本）
 - ・規格資料
 - ・科学技術関係欧文会議録
 - ・テクニカルレポート
 - ・海外学位論文（科学技術関係）
 - ・学協会ペーパー
- ⑨ 関西館で収蔵すべき特徴を持つ特別コレクション

2.2.2. 雑誌

- ① 外国刊行和雑誌の複本
- ② 洋雑誌（東京本館に配置する資料を除く。）（正本・複本）

⁷ バックアップディスクは第二種資料執務参考用資料として保管

⁸ 映像資料及び機械可読資料のほか、マイクロ資料、録音資料、楽譜資料、カード式資料、静止画像資料を含む。

⁹ 昭和 63 年以前に受け入れた和図書の複本は、平成 36 年度以降に関西館配置とすることを予定する（本文 3 参照）。

¹⁰ 外国の法令・議会資料の経年資料についても、関西館配置とする可能性を考慮する。

- ③ 洋新逐刊のうち、関西館で提供するサービスに応じた正本又は複本¹¹
- ④ メディア変換済原資料（正本・複本）

（資料群としての配置）

- ⑤ アジア言語雑誌（正本・複本）
- ⑥ 洋新逐刊のうち、アジア関係の正本¹²（東京本館に配置する資料を除く。）
- ⑦ 専門資料のうち、アジア言語の法令・議会資料の複本
- ⑧ 関西館で収蔵すべき特徴を持つ特別コレクション

2.2.3. 新聞

- ① メディア変換済原資料

（資料群としての配置）

- ② アジア言語及びアジア地域発行洋新聞（正本・複本）

2.2.4. その他

- ① 平成 12 年以降に受け入れた映像資料及び機械可読資料の複本
- ② 洋雑誌を内容とするマイクロ資料（正本・複本）
- ③ 関西館で提供するサービスに応じた非図書資料の複本（参考図書等）
- ④ 当館作製マイクロ資料（閲覧用）の複本
- ⑤ メディア変換後の保存用媒体（マスターフィルム、バックアップディスク¹³等）

（資料群としての配置）

- ⑥ アジア言語資料（正本・複本）¹⁴（法令・議会資料の正本及び地図資料は含まない。）
- ⑦ アジア関係欧文資料の正本
- ⑧ 専門資料のうち、アジア言語の法令・議会資料の複本
- ⑨ 科学技術関係資料のうち、以下の資料群（正本・複本）
 - ・規格資料
 - ・科学技術関係欧文会議録
 - ・テクニカルレポート
 - ・海外学位論文（科学技術関係）
 - ・学協会ペーパー
 - ・海外特許資料
- ⑩ 関西館で収蔵すべき特徴を持つ特別コレクション

3. 国際子ども図書館の収蔵資料

3.1. 国内の資料

3.1.1. 図書

- ① 児童書（図書）の正本
- ② 児童書（図書）の複本（平成 12 年以降に国立国会図書館法第 24 条の規定により納入されたものを除く。）

¹¹ 「新逐刊等洋雑誌の東西分散配置の取扱いの変更について」（平成 15 年国図収第 102 号）

¹² 「洋雑誌分散配置の細部決定について」（平成 13 年国図関第 22 号）、「新逐刊等洋雑誌の東西分散配置の取扱いの変更について」（平成 15 年国図収第 102 号）

¹³ バックアップディスクは第二種資料執務参考用資料として保管

¹⁴ 映像資料及び機械可読資料のほか、マイクロ資料、録音資料、楽譜資料、カード式資料、静止画像資料を含む。

- ③ 教科書及び教師用指導書（正本・複本）
- ④ 国際子ども図書館で提供するサービスに応じた児童書関連資料の複本（旧支部上野図書館旧蔵資料の一部及び国際子ども図書館の業務上長期の保存を必要とする資料）¹⁵

（資料群としての配置）

- ⑤ 国際子ども図書館で収蔵すべき特徴を持つ特別コレクション

3.1.2. 雑誌

- ① 和児童誌（正本・複本）
- ② 国内刊行洋児童誌（正本・複本）
- ③ アジア言語の児童誌（国立国会図書館分類表による排架用分類記号が Z32 又は Z57 であるもの）（正本・複本）

（資料群としての配置）

- ④ 国際子ども図書館で収蔵すべき特徴を持つ特別コレクション

3.1.3. 新聞

- ① 児童新聞（国立国会図書館分類表による排架用分類記号が Z88 であるもの）¹⁶（正本・複本）

3.1.4. その他

- ① 国立国会図書館分類表において児童用資料の排架用分類記号が付与される非図書資料（正本・複本¹⁷）
- ② 教科書及び教師用指導書（録音資料及び点字・大活字資料を含む。）（正本・複本）
- ③ 国際子ども図書館で提供するサービスに応じた児童書関連資料の複本

（資料群としての配置）

- ④ 国際子ども図書館で収蔵すべき特徴を持つ特別コレクション

3.2. 外国の資料

3.2.1. 図書

- ① 児童書（図書）（正本・複本）
- ② 国際子ども図書館で提供するサービスに応じた児童書関連資料の正本又は複本¹⁸

（資料群としての配置）

- ③ 国際子ども図書館で収蔵すべき特徴を持つ特別コレクション

3.2.2. 雑誌

- ① 外国刊行和児童誌（正本・複本）
- ② 洋児童誌（正本・複本）

¹⁵ 国内の児童書関連和図書については、旧支部上野図書館から引き継いだ資料は第一種資料のままとしているが、新たに受け入れる資料については、原則として第二種開架閲覧用資料を配置する。ちりめん本等の長期の保存を必要とする資料は、第一種資料を配置する。

¹⁶ 平成 28 年度時点で当該分類が付与されている資料はない。

¹⁷ 平成 12 年以降に国立国会図書館法第 24 条の規定により納入された非図書資料の複本のうち、映像資料及び機械可読資料の単行資料は関西館に配置する。

¹⁸ 旧支部上野図書館旧蔵資料が第一種資料であるほか、外国刊行資料の場合は、長期に保存することが想定されるため、基本的に第一種資料を国際子ども図書館に配置する。

- ③ アジア言語の児童誌（国立国会図書館分類表による排架用分類記号が Z32 又は Z57 であるもの）（正本・複本）
- ④ 国立国会図書館分類表による排架用分類記号が YZ（児童書関連資料）であるもの（正本・複本）
- ⑤ 洋雑誌及び洋新逐刊のうち、国際子ども図書館で提供するサービスに応じた児童書関連資料の正本又は複本

（資料群としての配置）

- ⑥ 国際子ども図書館で収蔵すべき特徴を持つ特別コレクション

3.2.3. 新聞

- ① 児童新聞（国立国会図書館分類表による排架用分類記号が Z88 であるもの）¹⁹（正本・複本）

3.2.4. その他

- ① 国立国会図書館分類表において児童用資料の排架用分類記号が付与される非図書資料（正本・複本）
- ② 国際子ども図書館で提供するサービスに応じた児童書関連資料の正本又は複本

（資料群としての配置）

- ③ 国際子ども図書館で収蔵すべき特徴を持つ特別コレクション

4. 用語定義

○ 外国の資料

日本国外で発行又は作成された資料及び日本国内の外国大使館等で発行又は作成された資料

○ 科学技術関係資料

以下の資料群を指す。

- ・原子炉設置（変更）許可申請書
- ・原子力関係設計図集
- ・量子物理学史アーカイブズ資料
- ・規格資料（国内・海外）
- ・科学技術関係欧文会議録（外国刊行）
- ・テクニカルレポート
- ・海外学位論文（科学技術関係）
- ・学協会ペーパー
- ・海外特許資料

○ 経年資料

出版・受入から相当年数を経過した資料

○ 国内の資料

日本国内で発行又は作成された資料

○ 児童書

おおむね 18 歳以下の者が主たる利用者と想定される図書及びその他の図書館資料を指す。絵本、児童文学及びノンフィクション等を内容とする狭義の児童書のほか、学習参考

¹⁹ 平成 28 年度時点で当該分類が付与されている資料はない。

書、一部のヤングアダルト資料や漫画並びに紙芝居、カルタ、映像資料及び機械可読資料等の非図書資料を含む。

○ 専門資料

国立国会図書館組織規則による法令資料及び議会資料（「法令・議会資料」という。）、館長が定める外国官庁資料及び政府間国際機関資料、古典籍資料等、政治史料等並びに国立国会図書館資料管理事務取扱細則による地図資料の総称として使用し、他で定義する資料には含まれないものとする。言語を問わず、メディア変換済原資料、複本も東京本館配置とする。ただし、法令・議会資料については、国内刊行の複本及びアジア言語の複本は関西館配置とする。

○ 特別コレクション

国立国会図書館分類表による分類記号がVで始まるコレクションを指す。

○ 非図書資料

国立国会図書館資料管理事務取扱細則による種類が図書、逐次刊行物以外のものを指す。本文書では専門資料に該当するものは含まない。

○ 洋雑誌

国立国会図書館分類表による洋雑誌のうち、排架用分類記号がZ57（児童誌）、Z61、Z62、Z63又はZ65（年刊類及びモノグラフ・シリーズ）以外であるもの。児童書関連資料（排架用分類記号がYZであるもの）は含まない。

○ 洋児童誌

国立国会図書館分類表による洋雑誌のうち、排架用分類記号がZ57であるもの

○ 洋新逐刊

国立国会図書館分類表による洋雑誌のうち、排架用分類記号がZ61、Z62、Z63又はZ65（年刊類及びモノグラフ・シリーズ）であるもの

○ 洋図書

出版地を問わず、本文が欧文から成る図書。アジア諸言語の資料は含まない。

○ 和雑誌

本文が日本語から成る雑誌。中国語・朝鮮語雑誌及び国際子ども図書館に配置する児童誌・学習受験誌（国立国会図書館分類表による和雑誌のうち排架分類記号がZ32であるものの一部）は含まない。

○ 和児童誌

国立国会図書館分類表による和雑誌のうち、排架用分類記号がZ32であるもの（東京本館に配置する一部タイトルを除く。）

○ 和図書

出版地を問わず、本文が日本語から成る図書。中国語・朝鮮語の図書は含まない。